

不燃ごみの収集が変わります!

4月から不燃ごみの収集区分が次のように変わり、不燃ごみに小型家電の分類が加わります。また、お茶、お菓子、缶詰等の缶は飲料用のカンと同じ「カン類」で出してください。

区分(従来)

燃えないごみ	飲料用カン
	ビン類
	ペットボトル
	その他

区分(変更後)

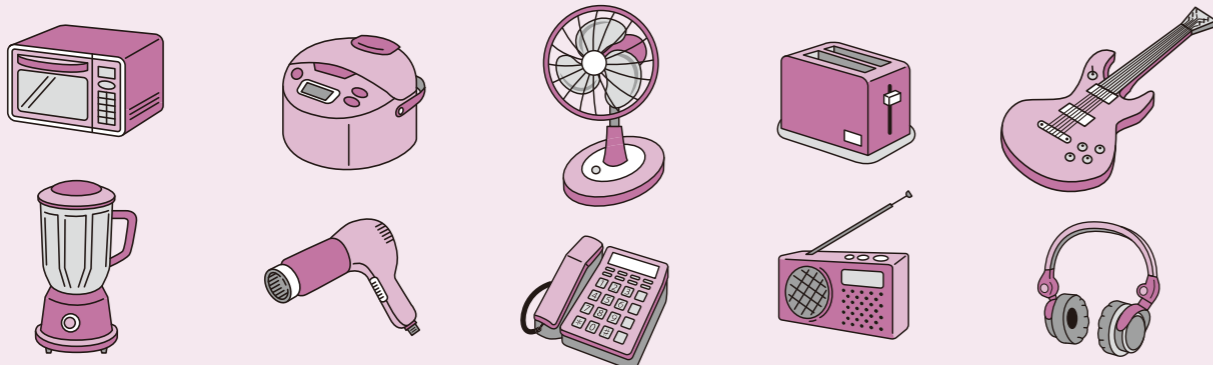
不燃ごみ(資源)と不燃ごみ(その他)に分かれます

不燃ごみ(資源)	カン類	飲料用カンのほか、缶詰等のカンも含まれます。
	ビン類	従来のビン類と同じです。
	ペットボトル	従来のペットボトルと同じです(ラベルは、はがさなくても可)。
	小型家電	主な小型家電は次のとおりです。
不燃ごみ(その他)	上記以外	従来のその他のごみです。

主な小型家電

小型家電とは通常、家庭で使用する電気機械器具のうち『家電リサイクル法』対象品目(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、乾燥機)以外のほぼすべての品目になります。

電子レンジ、炊飯器、電気ポット、空気清浄機、加湿器、除湿機、扇風機、掃除機、電気かみそり、トースター、ジューサー、ミキサー、ホットプレート、電動歯ブラシ、ヘアドライヤー、アイロン、家庭用ミシン、電話機、ファクシミリ、携帯電話、ラジオ、ビデオデッキ、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、フラッシュメモリ、ステレオ、ヘッドホン、プリンター(家庭用)、デジカメ、時計、ゲーム機、電卓、電子辞書、補聴器、電子キーボード、電気ギター、電気ドリル、電気コード類、照明器具(電球・蛍光灯を外したもの)



不燃ごみの収集日

収集日が区ごとに月2回、隔週の火～金曜日に固定されました。祝日の場合も収集します(ただし、年始休みにより1月は変則になりますので、詳しくは本誌12月号でご確認ください)。

収集日	収集区	
	川北	川南
第1・3火曜日	本町、中町	折原上郷、折原下郷、上平・下小路、立原、秋山
第1・3水曜日	栄町、武町、茅町、花町	三品、平倉、山居、栃谷、五ノ坪
第1・3木曜日	六供、常木、菅原	木持、上の町、内宿、関山
第1・3金曜日	本宿、末野2、3、4、金尾、風布	立ヶ瀬、露梨子、保田原、小園
第2・4火曜日	本村、岩崎、中小前田	上の原、三ヶ山、蔵田
第2・4水曜日	山崎、南飯塚、上組	男衾下郷、谷津、中郷、塚越、伊勢原、男衾上郷南、男衾上郷北
第2・4木曜日	用土1、2、3、4、5、6	塚田、牟礼、今市
第2・4金曜日	用土7、8、9、10、11、12	赤浜、鷹ノ巣、西古里

※新しいごみパンフレットを每户配布しますので、詳細はパンフレットでも確認できます。

問い合わせ/生活環境課 (☎581・2121内線221、222) へ。

大雪被害の対応について

2月14日から15日にかけて、関東甲信地方は記録的な大雪に見舞われました。被害に遭われた方に対して、心よりお見舞い申し上げます。役場庁舎周辺では約70cmの積雪を確認していますが、中山間地域では1mに及び積雪が報告されています。これまで経験のない大雪により、カーポートや農業用施設が損壊する被害が多数発生したほか、道路の通行止めや鉄道の運休など交通網が寸断され、生活必需品の買い物など、私たちの日常生活に深刻な影響を与えました。また、一部地域では倒木による停電等が発生し、数日間わたり孤立状態の世帯も発生しました。

町の対応

■災害対策本部設置

今回の大雪に対して、町では2月14日午前9時に関係課長による災害警戒本部会議を開催し降雪に対する対応の確認を行い、翌15日午前9時に緊急対策会議を開催。各方面から情報を収集した結果、西部地区の停電によって浄水場が取水不能になったことで広範囲で断水となる恐れがあったため、それを回避すべく同日午後7時に全課長を非常参集させ、町長を本部長とする「寄居町災害対策本部」を設置しました。災害対策会議では、把握できている被害状況の報告や最優先で取り組むべき課題について話し合わせ、業務に支障が出ないよう各公共施設の除雪やさまざまな対応に当たするため、16日の全職員非常参集が決定されました。会議はその後も随時開催され、被害や復旧についての現況報告が行われました。

■住民の安否確認

町では、各地域支えあいの会の協力を得て、全地域で安否確認を実施し、登録者726人全員の安全を確認しました。

町内の主な被害状況

〈平成26年2月28日現在〉
住宅関係/一部損壊328棟、倉庫・車庫等/全壊325棟、半壊193棟、一部損壊157棟
事業用建物(店舗・事務所・工場等)/一部損壊58棟
農作物(推定被害額)288,212千円/野菜類58.3ha、花き0.5ha、果樹20.5ha、植木2.9ha、しいたけ47,620本
農業用施設(推定被害額)138,680千円/ビニールハウス356棟、畜舎39棟、果樹棚等36棟
畜産物(推定被害額)74,249千円

被災者への対応

■被災証明の発行

町では、積雪により住宅や物置、カーポートなどが被害に遭った場合、その物件の保険請求や施設再建の融資制度が必要となる被災証明の発行を行っています。

■カーポートと農業用ハウスの廃材の受け入れ

町では、雪で損壊したカーポートと農業用ハウスの廃材を無料で受け入れることとしました。

■農業被害相談室の設置

農業施設等で深刻な被害が発生しているため、2月24日に農業被害相談室を役場庁舎内に設置しました。相談室には担当職員が常駐し、農作物や農業用施設の被害、災害関連資金の貸付等、農業に関する相談を面談や電話

乳用牛170頭、採卵鶏730羽、キジ17羽、らんちゅう1,200匹
停電世帯/約155世帯(金尾、末野、風布の一部)
公共施設/LPGガスバルク発電機破損1基、防災行政無線アンテナ損壊1基
学校施設/小学校・融雪水による雨漏り2カ所、プール日よけ倒壊3カ所、倒木・枝折れ11本他 中学校・外周ネットフェンス倒壊1カ所、体育館雪止め損壊1カ所、武道場樋落下1カ所他

その他

■国・県等への陳情活動

農業施設への被害が甚大であることを受けて、近隣市町とともに農林水産省や埼玉県を積極的に訪問して被害の状況を説明し、営農活動が早期に再開できるように農家への支援を陳情しています。



▲林芳正農林水産大臣への陳情

問い合わせ/総務課 (☎581・2121内線313、315) へ。

